

用語の解説

医療施設の種類

- 病院** 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの
- 一般診療所** 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの
- 歯科診療所** 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

病院の種類

- 精神科病院** 精神病床のみを有する病院
- 一般病院** 上記以外の病院（平成 10 年までは伝染病院、平成 24 年までは結核療養所も除く。）

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条）

医育機関

「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

病床の種類

- 精神病床** 精神疾患を有する者を入院させるための病床
- 感染症病床** 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床
- 結核病床** 結核の患者を入院させるための病床
- 療養病床** 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
- 一般病床** 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
- 経過的旧その他の病床** 旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」（平成 12 年法律第 141 号）の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）
- 経過的旧療養型病床群** 「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）
- 介護療養病床** 療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた

介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての
指定に係る病床

開設者

表章にあたって次の 26 種類に区分し、病院については医育機関を再掲した。

01 国（厚生労働省）

厚生労働省が開設する施設

02 国（独立行政法人国立病院機構）

「独立行政法人国立病院機構法」（平成 14 年法律第 191 号）第 3 条の規定による法人が
開設する施設

03 国（国立大学法人）

「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）第 1 条の規定による法人が開設する施設

04 国（独立行政法人労働者健康安全機構）

「独立行政法人労働者健康安全機構法」（平成 14 年法律第 171 号）第 3 条の規定による
法人が開設する施設

05 国（国立高度専門医療研究センター）

「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」（平成 20 年法律
第 93 号）第 3 条の規定による法人が開設する施設

06 国（独立行政法人地域医療機能推進機構）

「独立行政法人地域医療機能推進機構法」（平成 17 年法律第 71 号）第 3 条の規定によ
る法人が開設する施設

07 国（その他）

国及び国に準ずるものが開設する施設で、上記「01 厚生労働省」から「06 独立行政
法人地域医療機能推進機構」以外の施設

08 都道府県

都道府県が開設する施設及び「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項
に規定する都道府県一部事務組合の開設する施設

09 市町村

市町村が開設する施設及び「地方自治法」第 284 条第 2 項に規定する市町村一部事務組
合の開設する施設

10 地方独立行政法人

「地方独立行政法人法」（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条の規定による法人が開設する
施設

11 日赤

日本赤十字社が開設する施設

12 済生会

社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する施設

13 北海道社会事業協会

社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する施設

14 厚生連

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が開設する
施設

15 国民健康保険団体連合会

「国民健康保険法」（昭和 33 年法律第 192 号）第 83 条の規定により設立した法人で、
同法第 84 条の規定により都道府県知事の認可を受けた国民健康保険団体連合会が開設す

る施設

16 健康保険組合及びその連合会

「健康保険法」（大正 11 年法律第 70 号）の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する施設

17 共済組合及びその連合会

次に掲げる各共済組合及びその連合会等が開設する施設

- 1 「国家公務員共済組合法」（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第 21 条の規定により設立された同連合会
- 2 「地方公務員等共済組合法」（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条の規定により設立された地方公務員等共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等）及び同法第 27 条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会
- 3 「私立学校教職員共済法」（昭和 28 年法律第 245 号）第 2 条の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団

18 国民健康保険組合

「国民健康保険法」第 13 条の規定により設立された国民健康保険組合で、同法第 17 条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第 3 条第 2 項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する施設

19 公益法人

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する施設

注：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）により認可された一般社団法人又は一般財団法人は「25 その他の法人」とする。

20 医療法人

「医療法」第 39 条の規定に基づく医療法人が開設する施設

21 私立学校法人

「私立学校法」（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が開設する施設

22 社会福祉法人

「社会福祉法」（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定による法人で、同法第 32 条の規定により所轄庁の認可を受けた社会福祉法人が開設する施設

23 医療生協

「消費生活協同組合法」（昭和 23 年法律第 200 号）第 4 条の規定による法人で、同法第 10 条第 1 項第 6 号に定める事業を行う医療生協が開設する施設

24 会社

会社が、都道府県知事から開設許可（医療法第 7 条）を受けた施設

25 その他の法人

上記「19 公益法人」から「24 会社」以外の法人（宗教法人等、民法以外の特別法の規定により設立された法人）が開設する施設

26 個人

個人が開設する施設

公的医療機関

「医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示」（昭和 26 年厚生省告示 167 号）の規定に基づく施設

二次医療圏

医療法の規定により都道府県において設定される区域（概ね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域

診療科目

医療法において広告が認められている診療科目である。

なお、調査票の診療科目欄のⅠ（01～15）、Ⅱ（16～33）、Ⅲ（34～43）について2つ以上の科を広告している施設については、次により分類した。

内科系診療科

Ⅰのみのもの及びⅠとⅢにまたがるもの

外科系診療科

Ⅱのみのもの及びⅡとⅢにまたがるもの

内科系・外科系診療科

ⅠとⅡにまたがるもの及びⅠとⅡとⅢにまたがるもの

リハビリテーション科・放射線科

Ⅲのみのもの（ただし、Ⅲの40～43のみのものを除く。）

歯科系診療科

Ⅲの40～43のみのもの

外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

病院－病床の種類

病院の病床の分類は、下記のとおりである。

- ①精神科病院
- ②結核療養所
- ③一般病院（④＋⑤）
 - ④療養病床及び一般病床のみの病院（⑨＋⑩）
 - ⑤その他の一般病院（⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩）
 - ⑥精神病床
 - ⑦感染症病床
 - ⑧結核病床
 - ⑨療養病床
 - ⑩一般病床
- ⑪地域医療支援病院（再掲）

病床の種類

病床の分類は、下記のとおりである。

- ①精神病床

②感染症病床

③結核病床

④療養病床

⑤一般病床